

## 答申第242号（諮問第247号）

「群馬県立歴史博物館・常設展示図鑑を作成するにあたって収集・参照等をした資料のうち、本件図録18ページ・上段・後ろから3行目「文字がない時代の」という文章に関して、弥生時代までの日本には文字がなかった、と説明をした根拠となる資料等の開示を請求します。」外3件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表（い）欄に記載の内容又は件名の4件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

#### （1）別表項番1に係る公文書の不存在の理由

弥生時代までの日本に文字がなかった、と説明した根拠となる公文書が存在しないため。

#### （2）別表項番2に係る公文書の不存在の理由

群馬県立歴史博物館常設展示図録に神社に関する記載をしなかった理由を示す公文書が存在しないため。

#### （3）別表項番3に係る公文書の不存在の理由

「日本列島の歴史上、極めて大きな位置を占めている馬は、元々日本列島にいた動物ではない。5世紀になって、朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている」の記載の根拠となる公文書が存在しないため。

#### （4）別表項番4に係る公文書の不存在の理由

『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ』の記載の根拠となる公文書が存在しないため。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、別表（お）欄に記載の年月日に、本件各処分を不服として審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表（か）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に関する弁明書を作成し、その副本を請求人に送付

した。

#### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表（き）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に係る反論書を作成し、実施機関に提出した。

#### 6 口頭意見陳述の申立

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、別表（く）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に関する口頭意見陳述の申立を行ったが、令和3年12月27日付けで取り下げた。

#### 7 審理手続の併合

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第39条の規定に基づき、本件各審査請求に係る審理手続を併合した。

#### 8 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年3月1日、本件各審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

#### 9 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和4年3月20日付けで本件審査請求に係る意見書を作成し、審査会に提出した。

#### 10 口頭意見陳述の実施

請求人は、条例第31条の規定に基づき、令和4年3月20日付けで本件審査請求に関する口頭意見陳述の申立を行い、令和5年4月17日に口頭意見陳述を実施した。

### 第3 争点

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

### 第4 請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す裁決を求める。さらに、審査請求の理由に基づき、再審査を求める。

## 2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書及び条例第31条に基づく口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書における主張要旨

#### ア 別表項番1に係る公文書について

日本及び群馬の歴史世界を考えたとき、どの時代から文字があったのか、ということは、極めて重要な研究課題である。群馬県立歴史博物館・常設展示図鑑（以下「本件図鑑」という。）・「序」の本文中の現段階の群馬歴史研究の到達点が示された等の記載からすると、本件図鑑で弥生時代までの日本には文字がなかったと説明した根拠となる資料が存在するはずである。

#### イ 別表項番2に係る公文書について

本件図鑑「序」の本文中には、現段階の群馬歴史研究の到達点が示された旨等の記載がある。また、歴博第97回企画展「上毛かるたの世界」ゆかりは古し貫前神社では、「1400年以上の歴史を持つ」とあり、かみつけの里博物館第25回特別展でも榛名神社を特集している。

ところが、本件図鑑には、「神社」に関する記載がほとんどない。日本及び群馬の歴史世界を考えたとき、「神社」に関する事項は必須事項だと思われる。

何らかの公的文書の指示によって神社に関する説明を意図的に排除したのではないかとも考えられ、本件図鑑を作成するにあたり、「神社に関する記載をしなかった理由となる公的文書等」が存在するはずである。

#### ウ 別表項番3に係る公文書について

群馬県立歴史博物館グランドオープン記念第93回企画展図録（以下「本件図録」という。）において「日本列島の歴史上、極めて大きな位置を占めている馬は、元々日本列島にいた動物ではない。5世紀になって、朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている。」と判断している訳だから、この判断の根拠となる公文書等が存在するはずである。

#### エ 別表項番4に係る公文書について

多胡碑解釈には諸説あるとすると、本件図鑑を作成するにあたり、この諸説ある中で、『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読みとれ』という説を採用するに至った訳であることから、本件図鑑を作成するに当たり、この説を採用するに至った根拠となる資料等の公文書が存在するはずである。

### (2) 反論書における主張要旨

#### ア 別表項番1に係る公文書について

本件弁明書のとおり本件図鑑の作成にあたり、「実施機関の職員が職務上、学術研究者の調査研究結果等による多数説を分かりやすくまとめた」とすれば、古代日本の文字に関して諸説ある中から「弥生時代までの日本に文字がなかった」という説を採用した訳であり、その根拠・過程等を示す文書等が公文書として存在していないはずはない。もし仮に、それでも公文書は存在しないというのであれば、「弥生時代までの日本に文字がなかった」という説の裏付けが存在しないことになる。

イ 別表項番 2 に係る公文書について

本件図鑑「序」にある「地域のきめ細かい、生き生きとした新たな群馬の歴史世界を再現」するにあたり、「神社」に関する事項は必須の記述事項であると考えられる。当該図鑑を作成するにあたり、「神社に関する記載をしなかったことに関して、それ相応の理由（裁判上での「不作為の行為」という考え方）」の根拠・過程等を示す文書等が存在すると考えられる。もしくは、なんらかの公的文書の指示等（例えばGHQ等）によって、神社に関する説明を意図的に排除したのではないかと考えられる。

ウ 別表項番 3 に係る公文書について

本件図録「総論①」の筆者は群馬県立歴史博物館館長〇〇氏であるため、条例第 2 条第 4 項は「実施機関（群馬県立歴史博物館）の職員（＝「総論①」の筆者・群馬県立歴史博物館館長・〇〇氏）が職務（＝群馬県立歴史博物館グランドオープン記念第 9 3 回企画展）上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録」と読み替えて適用することができるので、本件請求に係る公文書が存在していないはずはない。

すべての資料が必ずしも一様に信頼されうるものではなく、資料の真偽や価値を決める、いわゆる資料批判の仕事が実施機関にとっては職務上不可欠の予備作業となるであろうと思われる。

本件図録の「日本列島の歴史上、極めて大きな位置を占めている馬は、元々日本列島にいた動物ではない。5 世紀になって、朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている」という内容は、日本書紀や古事記・ホツマツタエにある記述内容によると縄文中期以降～4 世紀にも、日本には馬がいたことになるという歴史を書き改める、とても画期的な新事実の可能性があり、本件図録を作成するにおいて、「資料の真偽や価値などを決める、いわゆる資料批判の仕事」が実施機関にとって不可欠の予備作業となっていたであろうことから、「資料の真偽や価値などを決める、いわゆる資料批判の仕事」にも大いに関係するような公文書が存在していないはずはない。

エ 別表項番 4 に係る公文書について

本件弁明書で主張する「学術研究者の調査研究結果等による多数説」が

どれのことなのか、高崎市や群馬県のホームページ、群馬県史を参照しても特定できないため、本件審査請求に係る『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ』という記述は群馬県立歴史博物館独自の説と捉えるべきである。それならば、この記述は、本件図鑑を作成するにあたり「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」にあたり、そのように記述したそれ相応の理由を示す文書等が公文書として存在していないはずはない。

歴史的客観性を確保するために、広く学校教育や社会教育の現場でも参考になる文部科学省「高等学校指導要領解説・地理歴史編」（平成21年12月。平成26年1月一部改定）の各項目に準ずるような形で、実施機関は「学術研究者の調査研究結果等による多数説」に係る事象の信憑性や論拠について具体的に示していくことが大切である。

本件公文書不存在決定に係る一番大きな問題点の1つは、たとえこの『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ』の根拠がどこにあるにせよ、その根拠を群馬県立歴史博物館がきちんと示せていないことであると思われる。もし、本件の不存在を主張し、その理由を「群馬県歴史博物館・常設展示図鑑は、当館常設展示資料に親しんでいただくため、学術研究者の調査研究結果等による多数説を分かりやすくまとめたものであり」とするのであれば、「公文書」以外の文書の中から、本件審査請求に係る『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ』という記述の根拠を具体的に示してほしい。

### （3）意見書における主張要旨

ア 実施機関が主張するように「公文書が存在しないため」という理由で公文書不存在決定をするにしても、実施機関の説明は合理的な疑いを挟む余地のない程度に証明されている必要があり、本件各請求に関係する内容、事実、存在等を明確に否定することができる公文書が存在しているはずであり、存在しなければならない。

イ 今回の問題は、県の情報公開や説明責任に関する条例規定の趣旨に沿っていないことが問題である。群馬県公文書開示審査会にて正式に書類が存在しないとすると、本件を含む一連の群馬県発行の図録や出版物等に記載されている内容（文書等）に関して、群馬県では答えになるはずの根拠や証拠を示す正式な書類や情報がなく、かつ、誰も答えることができないという状態が浮き彫りになり、極端な場合、虚偽記載ではないかとすら考えられる。

ウ 審査会で仮に「公文書が存在しないため」という理由で公文書が存在しないことが妥当であるとするなら、条例の趣旨等を鑑みて、「この不自然な

状態を何らかの方法で解決する必要があるよ」といった答申や提言、付言等を出していただきたい。

#### (4) 口頭意見陳述における主張要旨

ア 日本の古代史を扱う専門家の主流の学者の諸説は論理性に欠けている状況であると感じている。本件図録で「5世紀になって朝鮮半島からもたらされていたのが明らかです」と書いてあるが、山梨県のホームページに掲載されている情報を見る限りは5世紀で明らかではないようであるため、実施機関が5世紀と記載した根拠があるはずであるということで開示請求をした。

イ 今回の事案において学芸員の方を個人攻撃するようなつもりは更々なく、違法な状態であるとも思っていない。子供たちのためにももうちょっと面白く楽しく日本の歴史のことを考えていくことが望ましいというような答申を出していただければということがメインの主張である。

ウ 専門家の人だけではうまくいっていない分野であるため、子供たちや日本の歴史を面白いと思ってくださる人など色々な人が集まって群馬県の古代の歴史のことを考えていくという公開プロジェクトのようなものを立ち上げることができれば、それが子供たちや自分たちのためにもなり、結果的に観光などにもつなげていければよいと思っている。

### 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 弁明書における主張要旨

##### (1) 条例における公文書の解釈について

条例第2条第4項によれば、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とあり、「官報、県報、白書、新聞、雑誌その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び群馬県立文書館その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は含まれないとされている。

##### (2) 本件各請求に係る公文書について

ア 別表項番1に係る公文書について

###### (ア) 公文書の特定

本件図鑑に記載された「弥生時代までの日本に文字がなかった」との説明根拠が記載された資料等を本件請求に係る公文書として特定した。

###### (イ) 公文書が存在しない理由

本件図鑑は、実施機関が常設展示資料に親しんでいただくため、学術研究者の調査研究結果等による多数説を分かりやすくまとめたものであり、そこに記載された文章は、職員が職務上作成、取得した文書や実施機関が業務上の必要から組織として所持している資料、すなわち「公文書」から抜粋し記載されたものではない。

本件図鑑を作成するにあたっては、条例第2条第4項に定められた公文書を用いておらず、開示請求対象として特定した公文書は実施機関において作成も取得もしていない。

#### イ 別表項番2に係る公文書について

##### (ア) 公文書の特定

本件図鑑に神社に関する記載をしなかった理由となる資料等を公文書として特定した。

##### (イ) 公文書が存在しない理由

本件図鑑は、実施機関の常設展示資料に親しんでいただくため、学術研究者の調査研究結果等による多数説を分かりやすくまとめたものであり、展示資料のうち主な資料に絞って紹介したものである。

本件図鑑に記載された文章は、職員が職務上作成、取得した文書や当館が業務上の必要から組織として所持している資料、すなわち「公文書」は用いておらず、記載されなかった文章についても、その判断に公文書を用いていない。このため、開示請求の対象として特定した公文書は実施機関において作成も取得もしていないため不存在である。

#### ウ 別表項番3に係る公文書について

##### (ア) 公文書の特定

本件図録に記載された「馬」は「5世紀になって朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている」との説明根拠が記載された資料等を本件請求に係る公文書として特定した。

##### (イ) 公文書が存在しない理由

本件図録は、企画展に携わった研究者の学術的見解等を、展示資料に沿ってまとめるなどしたものである。本件図録「総論①」において、「馬」は「5世紀になって朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている」と記載されているが、この文書についても研究者である「総論①」の筆者がこれまでの研究成果を元に論じているものであり、職員が職務上作成、取得した文書や実施機関が業務上の必要から組織として所持している資料、すなわち「公文書」から抜粋し記載したものではない。

本件図録「総論①」において「馬」は「5世紀になって朝鮮半島からもたらされたことが明らかになってきている」と記載するにあたっては、条例第2条第4項に定められた公文書を用いておらず、開示請求対象として



特定した公文書は実施機関において作成も取得もしていないため不存在である。

エ 別表項番 4 に係る公文書について

(ア) 公文書の特定

本件図鑑に記載された『「羊（よう）」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ』との説明根拠が記載された資料等を本件請求にかかる公文書として特定した。

(イ) 公文書が存在しない理由

本件図鑑は、常設展示資料に親しんでいただくため、学術研究者の調査研究結果等による多数説を分かりやすくまとめたものであり、そこに記載された文章は、職員が職務上作成、取得した文書や実施機関が業務上の必要から組織として所持している資料、すなわち「公文書」から抜粋し記載したものではない。

本件図鑑を作成するにあたっては、条例第 2 条第 4 項に定められた公文書を用いておらず、開示請求対象として特定した公文書は実施機関において作成も取得もしていないため不存在である。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 本件図鑑及び本件図録の作成事務について

公共性の高い図鑑及び図録であるため、記載する内容は特定の 1 冊の本のみを元にするのではなく、様々な文献をとりまとめいろいろな諸説を確認し、その中の多数説をとっている。とりまとめる文献は一般書籍や学術図書であるため、これらの文書は公文書には該当しない。

図鑑及び図録の作成に当たっては、まず担当の学芸員が原稿を作り、その後ほかの学芸員が当該原稿の確認を行う流れになるが、その際に原稿の文章ごとの根拠資料というのは作成しておらず、校正段階で各学芸員がそれぞれ内容を確認している。また、確認作業の際に議事録等は作成していない。

原稿作成に係る要領やマニュアルは存在せず、複数人の学芸員目で原稿を確認するという従前の方法を踏襲する形で作成している。図鑑や図録の見直しに関する定めも存在していないが、内容の見直しを行う場合には作成時と同様に、その時代の多数説について複数の学芸員で確認することになる。

(2) 参考文献の掲載について

基本的に図録の巻末にはどのような文献を参考にしたか掲載しており、本件図録にも参考文献の記載はある。

しかし、本件図鑑には参考文献の記載はない。理由は定かではないが、本件図鑑は群馬県の 3 万年の歴史をまとめたものであり、参考文献を記載するだけでも

かなりのページ数を要することになるため、省略するとの判断を当時の担当者等が下したものと推測される。

### (3) 記載内容に係る第三者からの指示について

請求人は別表番号2に係る本件図鑑の記載について、なんらかの公的文書の指示等によって、神社に関する説明を意図的に排除した可能性について主張しているが、そのような文書は存在せず、仮にあったとしてもどのような内容を掲載することが適切であるかを検討した上で最終的な判断を下すことになる。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件各審査請求について

本件各請求に係る公文書は、それぞれ別表(い)欄に記載されたものである。実施機関は、本件各請求に係る公文書を上記第5「1 弁明書における主張要旨」(2)のとおり特定した上で、当該各公文書は不存在であるとして本件各処分を行った。これに対し請求人は、本件各処分を取り消すことを求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味した結果を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

### 2 本件各請求に係る公文書の特定について

本件各請求はいずれも、本件図鑑及び本件図録の記載について、その記載の根拠となる公文書を請求するものである。

本件図鑑は実施機関が展示の完全リニューアルを行ったことに伴い、常設展示の公式ガイドブックとして平成29年7月13日に発行されたものであり、本件図録は平成29年9月30日から11月26日の間に開催した群馬県立歴史博物館第93回企画展「海を渡って来た馬文化－黒井峰遺跡と群れる馬－」の図録として平成29年9月30日に発行されている。

実施機関が本件各請求に係る公文書について、別表項番1の請求に係る対象文書は本件図鑑に記載された「弥生時代までの日本に文字がなかった」との説明根拠が記載された文書、別表項番2の請求に係る対象文書は本件図鑑に神社に関する記載をしなかった理由の説明根拠が記載された文書、別表項番3の請求に係る対象文書は本件図録に記載された「馬」は、「5世紀になって朝鮮半島からもたらされたことが明らかになっている」との説明根拠が記載された文書及び別表項番4の請求に係る対象文書は本件図鑑に記載された「羊(よう)」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読み取れ」との説明根拠が記載された文書であると特定したことは妥当であると認められる。

### 3 条例第2条第4項の解釈について

条例第2条第4項では、条例に基づく開示請求の対象である公文書について、

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう旨を規定しており、同項が規定する「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態を意味し、組織としての利用を予定していない個人のメモや職員が自己の執務の便宜のために利用する決裁文書の写し、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等はこれに当たらないものとされており、「保有しているもの」とは、実施機関が物を事実上支配している状態をいい、一時的に文書を借用している場合など当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえないとされる。

また、条例第2条第4項第1号の規定により、同項前半の規定に該当する文書でも官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、一般に容易に入手や利用が可能であることから、開示請求の対象となる公文書の対象から除かれている。

#### 4 本件公文書の存否について

実施機関は本件公文書が存在しない理由として、本件図鑑及び本件図録の作成に際し、実施機関が保有する「公文書」から抜粋や記載をしたものではなく、本件各請求に係る公文書を取得も作成もしていない旨を主張しているため、以下のとおり検討する。

##### (1) 本件図鑑及び本件図録の作成方法について

実施機関においては、本件図鑑等の書籍の作成に関し必要な事務手続きを定めた要領等は作成していないとのことである。通常、作成に当たっては主たる担当者が様々な書籍を元に原稿を作成し、その後、複数の学芸員が確認するが、その際に当該原稿の根拠となる資料は添付しておらず、他の学芸員と内容について協議をした際の記録も作成していないなど、作成に関する意思決定に至る過程を示す文書は作成していないとのことである。

書籍の発行に関して所属として意思決定を行う手続きとしては製本印刷に係る委託契約の起案があり、当該起案には参考文献の一覧を添付することが多いが、当該参考文献がどの記載の根拠となっているかを示す資料は添付していないとのことである。

##### (2) 参考文献について

実施機関は、図鑑等の書籍を発行する際には、引用や参考とした文献については巻末に参考文献の一覧を記載しているとのことである。そして本件図録には巻末に多数の参考文献の記載があり、書目名及び著者から判断すると、これらの大部分は実施機関の主張のとおり販売することを目的として発行される書籍であると認められる。また、他の企画展の図録においても参考図書として

市販されている書籍が記載されている状況が認められた。

なお、本件図鑑には参考文献の記載はない。実施機関によれば、本件図鑑は群馬県の膨大な歴史を1冊にまとめたものであることから、参考文献を記載した場合、極めて多くのページを要することになるため、記載を省略したことが想定されるとのことである。

(3) 参考文献の公文書該当性について

条例第2条第4項第1号の規定により、販売することを目的として発行される書籍については開示請求の対象となる公文書の対象から除かれている。このため、本件図鑑及び本件図録の作成に際し参考とした書籍は開示請求の対象となる公文書に該当しない。

(4) 別表項番1、3及び4について

別表項番1、3及び4の請求に係る公文書は、本件図鑑及び本件図録の一部分の記載について、その根拠となる公文書を請求するものである。

当該請求に係る公文書としては、本件図鑑及び本件図録の作成に関する意思決定に至る過程を示す文書や参考文献として取得した書籍が想定される。

そして、作成に関する意思決定に至る過程を示す文書は上記(1)のとおり作成しておらず、参考文献として取得した書籍は上記(2)及び(3)のとおり、開示請求の対象となる公文書に該当しない。よって、別表項番1、3及び4の請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。

(5) 別表項番2について

別表項番2の請求に係る公文書は、本件図鑑に神社に関する記載をしなかった理由が分かる公文書である。実施機関によれば、本件図鑑は群馬県の歴史全般について解説するものではなく、常設展示資料のうち主な資料に係るものに絞って紹介しているとのことである。とすれば、群馬の歴史に関して神社が多大な役割を果たしていたとしても記載がされていないのはやむをえない面がある。そして、上記(1)のとおり、本件図録の作成に関する意思決定に至る過程を示す文書は作成していないことから、別表項番2の請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。

(6) 本件処分の妥当性

以上のことから、本件各請求に係る公文書を取得も作成もしていないとの実施機関の説明は不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件各請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、結論において妥当である。

(7) その他

なお、実施機関において本件図鑑及び本件図録の作成に関して意思決定に至る過程を示す文書は作成していないとのことであるが、令和3年度に定めら

れた群馬県公文書管理規程第14条では、事務を担当する職員は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならないとされているため、今後の事務において留意されたい。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 3月 1日	諮問
令和 4年 8月 22日 (第88回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5年 3月 3日 (第91回 第一部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 4月 17日 (第92回 第一部会)	審議 (審査請求人の口頭意見陳述)
令和 5年 6月 19日 (第93回 第一部会)	審議
令和 5年 12月 12日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求日	(か) 弁明書の提出	(き) 反論書の提出	(く) 口頭意見陳述の申立
1	令和2年6月9日	群馬県立歴史博物館・常設展示図鑑を作成するにあたって収集・参照等をした資料のうち、本件図録18ページ・上段・後ろから3行目「文字がない時代の」という文章に関して、弥生時代までの日本には文字がなかった、と説明をした根拠となる資料等の開示を請求します。	令和2年6月19日	不存在決定	令和2年6月26日	令和2年9月3日	令和2年9月24日	令和2年9月24日
2	令和2年6月14日	群馬県立歴史博物館常設展示図鑑「序」に「現段階の群馬歴史研究の到達点が示された」とあります。が、本件図鑑には「神社」に関する記載がほとんどありません。歴博第97回企画展「上毛かるたの世界」ゆかりは古し貫前神社、では1400年以上の歴史を持つ、とあります。かみつけの里博物館第25回特別展でも榛名神社を特集してます。よって、本件図録に神社に関する記載をしなかった理由となる公的文書等の開示を請求します。	令和2年6月19日	不存在決定	令和2年6月26日	令和2年9月3日	令和2年9月24日	令和2年9月24日
3	令和2年6月18日	群馬県立歴史博物館グランドオープン記念第93回企画展「海を渡って来た馬文化」図録7ページ右段12行目「日本列島の歴史上、極めて大きな位置を占めている馬は、元々日本列島にいた動物ではない。5世紀になって、朝鮮半島からもたらされてことが明らかになっている。」との記述があります。この文中「5世紀になって、朝鮮半島からもたらされてことが明らかになっている」の根拠となる公文書等の開示公開を求めます。	令和2年7月1日	不存在決定	令和2年7月22日 (令和2年8月15日 補正)	令和2年10月2日	令和2年11月11日	令和2年11月11日
4	令和2年9月3日	群馬県立歴史博物館・常設展示図鑑50ページ・左下・多胡碑説明分中『「羊(よう)」という渡来人と推測される人物が郡司に任命された可能性が読みとれ』という文章があります。多胡碑解釈には諸説ありますが、本図鑑を作成するにあたり、この説を採用するに至った根拠となる資料等の開示を請求します。	令和2年9月15日	不存在決定	令和2年9月24日	令和2年11月13日	令和2年12月28日	令和2年12月28日